

29年度保育料 1号認定

①1号認定（新制度幼稚園・認定こども園（教育認定））

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			月額保育料 (単位：円)	
階層区分		定 義		
国	市			
1	A	生活保護世帯等	0	
2	B0	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯（均等割のみ課税世帯を含む）	ひとり親世帯及び在宅障害者のいる世帯等	0
	B1		上記以外の世帯	3,000
3	C0	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	第2子以降 ①	0
			ひとり親世帯及び在宅障害者のいる世帯等 ②	3,000
	C1		第2子以降	0
4	D	所得割課税額77,101円以上 211,200円以下	上記以外の世帯 ③	9,200
5	E	所得割課税額211,201円以上		17,100
				20,000

※平成28年度からの軽減内容（国および県の軽減措置）

- 所得割課税額77,100円以下の階層（世帯年収約360万円未満相当）において、多子計算の年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化（国軽減）
- 所得割課税額77,100円以下の階層におけるひとり親世帯等（世帯年収約360万円未満相当）の保育料を第1子半額、第2子以降無償化（国軽減）
- 所得割課税額97,000円未満の階層（世帯年収約470万円未満相当）において、多子計算の年齢制限を18歳まで引き上げ、第3子以降無償化（県軽減）

※平成29年度からの新しい軽減内容（すべて国の軽減措置）

- ① 市町村民税非課税世帯（B1階層）の第2子の無償化
- ② 所得割課税額77,100円以下の階層におけるひとり親世帯等（世帯年収約360万円未満相当）の保育料を市町村民税非課税世帯（B1階層）並みに軽減
- ③ 所得割課税額77,100円以下の階層（世帯年収約360万円未満相当）の保育料を軽減

※婚姻歴の無いひとり親家庭については、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しています。対象の方はご相談ください。

29年度保育料 2・3号認定

②2・3号認定（保育所・認定こども園（保育認定））

各月初日に在籍する支給認定子どもの 属する世帯の階層区分			月 額 保 育 料 （単位：円）					
階層区分		定 義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
国	市		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
1	A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
2	B0	A階層を除き、当該年度分の市町村 住民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
	B1	上記以外の世帯	6,800	6,600	4,500	4,400	4,300	4,200
3	C0	A階層を除き、当該年度分の市町村 住民税課税世帯で右記の区分に該当する世帯	6,800	6,600	4,500	4,400	4,300	4,200
	C1	所得割課税額48,600円未満 (均等割のみ課税世帯を含む)	0	0	0	0	0	0
4	D1-0	所得割課税額48,600円以上 71,600円未満	6,800	6,600	4,500	4,400	4,300	4,200
		上記以外の世帯	21,800	21,400	19,500	19,100	19,300	18,900
	D2-0	所得割課税額71,600円以上 77,100円以下であり、かつひとり親世帯及び 在宅障害者のいる世帯等 ②	6,800	6,600	4,500	4,400	4,300	4,200
		上記以外の世帯	0	0	0	0	0	0
	D2	所得割課税額71,600円以上 97,000円未満	27,900	27,400	25,600	25,100	25,400	23,900
5	D3	所得割課税額97,000円以上 132,000円未満	34,700	34,100	26,900	26,400	25,700	24,200
	D4	所得割課税額132,000円以上 169,000円未満	41,400	40,600	26,900	26,400	25,700	24,200
6	D5	所得割課税額169,000円以上 235,000円未満	48,200	47,300	28,300	27,800	26,100	24,500
	D6	所得割課税額235,000円以上 301,000円未満	54,900	53,900	28,300	27,800	26,100	24,500
7	D7	所得割課税額301,000円以上 397,000円未満	60,000	58,900	29,900	29,300	26,500	24,900
8	D8	所得割課税額397,000円以上	70,200	69,000	32,000	29,700	27,000	25,000

※平成28年度からの軽減内容（国および県の軽減措置）

- 所得割課税額57,700円未満の階層（世帯年収約360万円未満相当）において、多子計算の年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化（国軽減）
- 所得割課税額77,100円以下の階層におけるひとり親世帯等（世帯年収約360万円未満相当）の保育料を第1子半額、第2子以降無償化（国軽減）
- 所得割課税額97,000円未満の階層（世帯年収約470万円未満相当）において、多子計算の年齢制限を18歳まで引き上げ、第3子以降無償化（県軽減）

※平成29年度からの新しい軽減内容（すべて国の軽減措置）

- ① 市町村民税非課税世帯（B1階層）の第2子の無償化
- ② 所得割課税額77,100円以下の階層におけるひとり親世帯等（世帯年収約360万円未満相当）の保育料を非課税世帯（B1階層）並みに軽減

※婚姻歴の無いひとり親家庭については、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しています。対象の方はご相談ください。